

## 4.3 日本政府におけるオープンデータ利用ルールの動向

- 日本政府は「政府標準利用規約（第1.0版）」を作成
  - ▶ 2012年7月4日「電子行政オープンデータ戦略」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）と、2013年6月25日「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を受けて、各府省のホームページの利用規約案の検討。
  - ▶ オープンデータ流通推進コンソーシアム データガバナンス委員会では、内閣官房IT総合戦略室からの依頼を受け、「各府省ホームページの利用ルール見直しひな形（素案）」を作成し、電子行政オープンデータ実務者会議のルール・普及WG（2014年1月17日開催）に提言。
  - ▶ 電子行政オープンデータ実務者会議では、この提言をもとに議論を行い、2014年4月1日に「政府標準利用規約（第1.0版）」を了承。
  - ▶ 2014年6月19日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で決定。
- 各府省から示された意見も踏まえ、国のできるだけ多くのコンテンツに適用できるものとして検討された結果、CC-BYとは別の利用ルールとなっている。
- 政府標準利用規約（第1.0版）は、2015年度に見直しの検討を行う。その際には、利用ルールの「政府標準利用規約（第1.0版）」への変更後のコンテンツの利用状況等を踏まえ、禁止事項の必要性の見直しも含めて検討が行われる予定。
- 政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」ではCC-BYを採用

33

## 第5章 オープンデータ利用ルールの概要

- 本章の概要
  - ▶ オープンデータの利用ルールとして主に利用されている（利用される予定の）CC-BY、CC0、政府標準利用規約（第1.0版）、政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」利用規約について、その内容と利用方法について紹介する。
- 本章の構成
  1. CCライセンス
    - ◇国際的に広く利用されている利用ルールであるCCとは何かについて概要を紹介する。
  2. CC-BY
    - ◇CCライセンスの中でも特に諸外国において利用されているCC-BYライセンスについて、概要と利用方法を紹介する。
  3. 政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」利用規約
    - ◇CC-BYの利用条件に加えて、第三者の権利が含まれている場合の対応等の注意喚起をしている利用ルールについて、概要と利用方法を紹介する。
  4. CC0
    - ◇CCが発行している著作権者が著作権を放棄するという宣言であるCC0について、概要と利用方法を紹介する。
  5. 政府標準利用規約（第1.0版）
    - ◇日本の各省庁で採用される予定の政府標準利用規約（第1.0版）について、概要と利用方法を紹介する。

34